

第3回出雲市消防団改革推進委員会 議事録

日 時 令和3年11月11日(木) 15:00~17:00

場 所 出雲市消防本部 3階会議室

出席者 委員長

森山 靖夫 元出雲市消防長

副委員長

亀滝 和利 元出雲市消防団 副団長

委 員 (五十音順)

石飛 孝夫 出雲市消防団 副団長

大場 利信 出雲市議会議員

小村 貞雄 出雲地域自治協会連絡協議会 会長

佐藤 康弘 JAしまね出雲地区本部 企画総務部総務課長

高橋 義孝 斐川地域自治協会連合会 会長

中尾 留美 消防団員の家族

錦織 孝司 出雲市消防団 今市分団 分団長

平井 孝弥 出雲市消防長

本郷 創也 出雲市消防団 平田第4方面隊 方面隊長

水師 幸夫 大社地域自治協会連合会 会長

森脇都多江 出雲市男女共同参画センター 所長

山岡 尚 出雲商工会議所 専務理事

助言者 (リモート出席)

永田 尚三 関西大学社会安全学部 教授

事務局

竹田 豊 出雲市消防本部 消防次長兼警防課長

手銭 俊貴 出雲市消防本部 警防課主査

安田 竜二 出雲市消防本部 警防課消防団係長

岡本 譲 出雲市消防本部 警防課消防団係主任

田和 学 出雲市消防本部 警防課消防団係

議 事

(事務局)

皆さま、お疲れ様です。定刻より早いですが、皆さまお集まりでございますので始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会事務局の、消防本部警防課の手銭です。よろしく願いいたします。

本日は、防災安全課の森山委員が都合により欠席されておられますのでお知らせいたします。また助言者である、関西大学社会安全学部教授の永田尚三先生は、本日もリモートで参加されておられます。

委員会の開会の前に、事務局から委員の皆さまにご了承いただきたいことがあります。

本委員会については、市民の皆さまも大変関心を持っておられますので、消防本部のホームページへの内容掲載を考えております。

まず、委員名簿を掲載させていただくことをご了承いただきたいと思います。また、議事録、答申書についても掲載したいと考えておりますが、議事録にあつては、どの委員が発言したのかは伏せて掲載させていただきたいと考えております。

このことについて、委員の皆さま、ご了承いただけますでしょうか。(各委員了承)

ご了承頂き、ありがとうございます。それでは、先ほど説明した形での掲載を進めさせていただきます。

開会の前に、まず、配布資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に、まずレジュメ、名簿、席次表をお配りしております。次に答申書の案をお配りしておりますが、皆様に事前送付させていただいたものから4点ほど修正させていただいた箇所があります。(修正箇所を説明)次に報酬・手当についての追加資料、続いて組織編成についての追加資料をお配りしております。資料の確認は以上となります。なお、配布した資料は、本日の会議で使用するのがほとんどでございますので、今差し替えられなくても必要な方は会議後に事務局に申し出ていただければ、こちらで差し替えさせていただきます。

【資料の確認】

- ◆レジュメ、出席者名簿、席次表
- ◆答申書〔中間答申〕(案)
- ◆報酬・手当資料
 - ・年額報酬改定案 (P.20)
 - ・出場報酬改定案 (P.21)
 - ・県内市町村の出場手当比較表 (P.22)
 - ・令和4年度地方交付税措置の検討状況について (P.23)
- ◆組織編成資料
 - ・消防団員の災害時の主な活動内容 (P.11)

- ・分団別人口実態 (P.12)
- ・消防団員アンケート調査 (P.13)
- ・消防団の消火活動の実態 (P.24)
- ・機能別消防団に関する他市町の状況 (P.29)

それでは、ただいまから第3回出雲市消防団改革推進委員会を開会します。はじめに委員長から挨拶をいただきます。

1. 委員長あいさつ

(委員長)

皆さま、お忙しいところご苦勞様でございます。本日の議論は、前回の積み残しである消防団員の報酬について、「団員」階級の年額報酬額は基準額として皆様のご理解を得ることができましたが、階級ごとの報酬額については確認までに至りませんでしたので、このことについてと、出場報酬についても成案にまで至っておりません。これを議論いただくと、中間答申の内容が固まりますので、中間答申の具体的内容を皆様にご確認いただきたいと思っております。ここまでが前半となり、後半は消防団の編成について、地域の実状から始めて、いよいよ大きな問題に踏み込んでいきたいと思っておりますので、どうか熱心な議論をお願いいたします。

(事務局)

森山委員長、ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は委員長をお願いいたします。

2. 適正な報酬・手当について

(委員長)

早速ですが議論に入っていきたいと思えます。つきましては、お配りされております報酬・手当資料について事務局の説明を求めます。

(1) 年額報酬について

(事務局)

それでは、本日配布いたしました報酬・手当資料の20ページ、「年額報酬改定案」という資料をご覧ください。事務局案と交付税算入額を示した表となっております。

事務局案の理由としては、交付税算入額を参考とし、本市消防団の実態を基に、業務負荷、職責を考慮したとき、「部長」階級の金額が「団員」階級と500円しか変わらない。前回、第2回委員会でも委員の皆様からご意見のありましたとおり、「部長」については、現場において部員の活動指揮を執るとともに安全管理も行うこと、格納庫や車両・資機材等の管理、

普段の消防団活動においても部をまとめる重責があることから、「団員」とは明らかに職責の差があり、現行の年額報酬額においても相応の金額差をつけていることから、「部長」階級の年額報酬額は、「団員」階級の年額報酬額に対して、職責に応じた金額差をつけることが適当であると考え、40,000円としております。

また、表の右側に年額報酬の階級ごとの傾斜配分を示したグラフがあります。現行の報酬額と同じような傾斜配分で事務局案を作成しております。

事務局案の金額は、団長 80,000円、副団長 65,000円、分団長 50,000円、副分団長 43,000円、部長 40,000円、班長 37,000円、団員 36,500円としております。説明は、以上となります。

◆資料：年額報酬改定案（報酬・手当資料 P.20）

（委員長）

交付税算入額に比べ、事務局案は比較的現行の階級間差に沿ったものになっていると思います。このことについて、委員の皆様、ご意見や質問等がありましたらお願いいたします。まず私から質問しますが、団員と班長は交付税算入額も事務局案も 500円しか差がないですが、この間ではそれほどの差をつけるほどの業務内容ではないということですか。

（事務局）

このことにつきましては、委員会の中の現役団員の皆さまから、業務的にもそんなに差を付けなくてもよいのではないかというお話があり、それを参考とさせていただきました。

（委員長）

部長については、事務局案が交付税算入額に比べ優遇していると言えますが、これより上位の階級はやや抑え気味となっています。これは部長の負担が比較的大きいということでしょうか。

（事務局）

部長の負担が大きいということもありますが、総額が交付税算入額の総額に近いところで考えたいという事務局の思いであります。

（委員長）

団長のほか、交付税算定額より若干低い額となっていますが、ぴったり合わせるのではなく、財政的な部分も勘案しながら、この金額でどうかという提案と思ってよろしいでしょうか。（事務局「はい。」）

今の内容を事務局では適切と考えて、消防団の話聞きながらこの案を示すに至ったものとのことです。委員の皆さま方、ご意見がありましたら頂戴したいと思います。

(A委員)

団長は団全体、分団長はそれなりの大きな組織の長ということは分かりますが、部長と班長についてどれくらいの組織の長というのがイメージできないのですが。

(B委員)

明確な仕事の差というのは、実際に常備消防ほどではないですが、分団にはいくつかの部があり、分団長・副分団長・伝令班長が全体を見ている分団本部的な役割をしています。その下に部があり、それぞれに部長と班長がいるわけですが、うちの分団の部は現在12名います。12名を部長がまとめて、班長がサブという役割をしているわけですが、実際12名全員が現場に出場した際は、6名ずつ2班として活動すると、そのリーダーとしての役割では部長と班長に差はありません。分団長からの指示などは部長が受け、班長や部員に伝えて自分の班を指揮します。これは現場についてですが、普段は一つの部として部長が全体の切り盛りしているのが実際のところですが、班長は部の中で兄貴分的とか仲介役という立場で部長の指示等を循環させる役割と考えております。有事の際と普段の動きは若干違いますが、職責ということでは部長の方が一つ上、また部長以上が分団の幹部として色々な意見を言い合って分団の運営を取り仕切っているということでも、立場的には違うということになります。部長がいない場合は班長ということになりますが、普段そこまでの役割を任せているわけではないので、どちらかというときに次に部長になるためのステップと考えていただければよいかと思えます。

(C委員)

おそらく地域性によって異なる部分はあると思いますが、分団によっては部の数も違いますし、部の人数も違います。先ほどの説明にもありましたが、部長は分団の幹部的な立場で、団員の中でもいちばん働く量が多い、忙しいのではないかと感じています。

(委員長)

現場を含めて活動の最小単位は班となっており、班長はそれぞれの班を統括される。部長は班長以下を指揮下において活動を掌握する。そして部長は、分団の中で幹部扱いとなる。そういう理解でよろしいですね。

A委員、以上の説明でよろしいでしょうか。(A委員：了承)

(委員長)

大筋、この案でよろしいという感触でありましたが、再度確認します。これを成案として扱うことに意義のある方、いらっしゃいますか。(各委員：異議なし)

それでは、この年額報酬改定案を中間答申に盛り込む成案とします。

(2) 出場報酬について

(委員長)

続いて、出場報酬について説明をお願いします。

(事務局)

出場報酬の案について説明します。報酬・手当資料の 21 ページをご覧ください。資料は、上から「1 案」、「2 案」、「前回提示案」、一番下に「交付税算入額」としてあります。

まず、「前回提示案」について説明します。前回、第 2 回委員会で事務局案として説明させていただいたものですが、あらかじめ時間の定めることのできる活動については、その活動の概ねの活動時間から報酬額を活動種別ごとに定めるというものでした。そこで、1 時間当たり 1,000 円が妥当ではないかという考えで、例として訓練が概ね 3 時間であることから 3,000 円、会議が概ね 2 時間として 2,000 円という金額を案として説明させていただきました。しかし、その後事務局で検討した結果、訓練や会議以外にも様々な業務種別があり、時間だけで定めることが困難なものもあることから、この案で一つずつの報酬額を定めていくことは厳しいという結論に達し、この案は取り下げさせていただきたいと思っております。前回の委員会で説明に時間をとり、大切な会議の時間を割いてしまったこと、お詫び申し上げます。

次に説明しますのは、交付税措置についてですが、資料の 23 ページをご覧ください。先月の 13 日付け、総務省消防庁地域防災室から情報提供ということで各市町村に届いたものです。これは、令和 4 年度の地方交付税措置の検討状況についてということで情報提供があったもので、これには、団員の年額報酬 36,500 円、災害の出動報酬 8,000 円という今までも説明してきましたことに加え、今回初めて、「その他の出動については 1 日当たり 3,500 円に設定すること。」という情報提供がありました。正式に決まったものではありませんが、各市町村に情報提供があったということは、この方向で進められると事務局では思っております。よって、今回の改定案の資料として付け加えさせていただきました。

それでは 1 案について説明させていただきます。水火災及び地震等の災害出場についてですが、前回の委員会でもこの案でよいのではという話が出ておりましたが、活動時間 8 時間までを 8,000 円、8 時間を超える場合は 4 時間毎に 4,000 円を加算し支給する。この 8,000 円というのは、現行で火災の消火活動 4 時間から 8 時間の活動に対して 7,400 円であることから大差はなく妥当な金額ではないかということと、長時間にわたる活動については、その負担や労苦に応じた額を加算するというを理由としております。次に火災現場での警戒活動、火災原因調査の支援活動及び搜索活動ですが、この中の警戒活動は現行どおりで考えております。現行が 8 時間 3,700 円、8 時間を超えた場合は 8 時間毎に 3,700 円を追加することとなっております。そして、今まで火災原因調査と搜索については長時間の活動に対する追加支給がなかったのですが、これも活動時間が長時間に及ぶことがありますので、

警戒と同じ扱いとする案です。訓練や会議を含めその他の活動については現行どおり 3,700 円としたものを 1 案として提示させていただきました。

続いて 2 案の説明をさせていただきます。災害出場につきましては 1 案と同じです。次に火災現場での警戒活動、火災原因調査の支援活動及び搜索活動ですが、4 時間までを 4,000 円、4 時間を超える場合は 4,000 円ずつ追加することが適当としています。理由としましては、消火活動などの出場に比べ危険性は少ないですが、夜間の活動、長時間の活動となりますので負担や労苦に対して相応の金額としたこと、また時間を区切った交替での活動が可能なことから、8 時間という単位ではなく 4 時間を単位とすることが適当ではないかというところで、8 時間 8,000 円の半分の 4 時間 4,000 円とする案です。その他の活動については 1 案と同じく現行どおり 3,700 円としています。

この 2 つが事務局としての案です。

◆資料：出場報酬改定案（報酬・手当資料 P.21）

◆資料：令和 4 年度地方交付税措置の検討状況について（報酬・手当資料 P.23）

（委員長）

確認したいことがあります。本年 10 月 13 日付けの情報提供では災害出場について 1 日当たり 8,000 円、その他については 3,500 円とすることが記載されていますが、この 1 日当たりというのは 8 時間を目途にされているのでしょうか。

（事務局）

概ね 8 時間というのが 1 日当たりということになりますが、国の示す 1 日当たり 8,000 円という報酬額は、8 時間を超えたとしても加算はなく 8,000 円ということになります。ただし、各市町村で追加支給することに関しては問題ありません。

（委員長）

国は 1 日当たり、概ね 8 時間当たり 8,000 円という標準額を示され、時給 1,000 円の計算になりますが、長時間にわたる活動に対して 8 時間で活動を切るわけにもいきませんし、長時間にわたる負担や労苦に応じて加算することは適当であると思いますが、その点について皆さんの意見はいかがでしょうか。（各委員、異議なし）

そうしますと、火災現場での警戒活動、火災原因調査の支援活動及び搜索活動の報酬額についてですが、4 時間 4,000 円とするのか、現行どおり 8 時間 3,700 円とするのか、また、国は交付税算入額で災害に関する出場以外は 3,500 円とするよう示していますが、災害以外と考えるのかです。このことについて、委員の皆様ご意見をお聞かせください。

（D委員）

出場報酬について、災害は 8 時間 8,000 円となりましたが、警戒、原因調査、搜索は、災

害に付随する出場でありますので4時間4,000円とするのが良いのではないかと思います。その他については、10月に国からの情報提供で3,500円と示されているのに対し、3,700円とすることの理由が難しいと思いますので、現行の3,700円から3,500円に下げ、災害に関する出場については長時間にわたる活動に対して加算するのが良いのではないかと思います。

(委員長)

10月に国から新たな情報提供があり、このことについても考えなければならないと思います。片方で、団員の年額報酬を国が示した36,500円を根拠に出雲市も同額とすることとしながら、もう片方で国がその他の出場を3,500円と示しているのに対し、無視するわけにはいかないのではないかと思いますところですが、このあたりについても皆さまのご意見をいただきたいと思います。

(E委員)

言われるように、国が示した3,500円というものと違う額にするのであれば、それなりの理由が必要になると思います。ただし、今あるものを下げてまで合わせる必要はないということが、どこかの文書に書かれていたように思いますが、そこをどう考えるかだと思います。

(F委員)

難しい問題であると思います。国が3,500円という金額を示しているところで、出雲市は現行で3,700円としていたわけで、今までの実績を考えると3,700円でもよいかと思いますが、国が示している3,500円との200円の差をどう説明するかですが、現行がそうだったからということで納得していただけるかと思うところもあります。また、ここは200円下げても、その分、災害に対する報酬額を上げるという考えで納得していただくのもありだと思います。実際、会議などにどのくらいの負担があるのかということ、団員さんの意見を尊重したいところです。

(G委員)

10月に国から3,500円という提示があったわけですから、訓練その他の活動については3,500円として、ただし警戒、原因調査、捜索について、特に行方不明者捜索は、山へ入ったり、海岸を捜索したりと危険な現場での活動にもなりますので、現行の3,700円から4,000円に上げ、反対に訓練その他は国が示した金額である3,500円に下げることが妥当ではないかと思います。これであれば、団員にも説明がつくのではないかと思います。

(H委員)

私は2案でよいのではないかと思います。訓練その他に関して、現行の3,700円でよいの

ではないかと思えます。ベースとして、そもそも出雲市消防団の報酬は今まで決して高くない方でありまして、今回やっと他と同程度のレベルの額となるわけです。年額報酬については団長等の上の階級の方は交付税算入額に届いていない部分もありますし、国の指針があるわけですが、今まであった 3,700 円という額を下げても合わせる必要はないと私は思います。

一つ質問ですが、活動時間の管理というのはどのようにしておられるのか伺いたと思います。

(事務局)

活動時間につきましては、分団長からの報告をもとに手当の支給を行っています。活動開始時間から、火災であれば鎮火時刻までとしていまして、全焼火災等であれば、その後の警戒活動や火災原因調査の方に移っていくわけですが、これも分団長からの報告となります。

(H委員)

そのあたりがファジーにならないように、厳格に、誰が何時何分に出場していつまで活動したかを確認していただきたいと思えます。

(I委員)

団員さんのことですが、色々聞くところによると、訓練が非常に負担になると言われています。そんな中、現行より 200 円下げるといのはどうかと思えます。今の金額で、負担のかかる訓練などをしてこられたことから、2案のとおり、訓練その他は現行のままでよいと思えます。

(J委員)

3,700 円についてですが、今までどういう根拠で 3,700 円という金額が決まっていたのでしょうか。まずそれが聞きたいことと、国が 3,500 円と示したから合わせるということについて、今まで 3,700 円としている中で、なぜ 200 円下げるとかの説明がつくのか難しいところがあると思えます。財政当局には説明がつきやすいと思えますが、そうではなくて、団員さんたちのやる気、そういったことを考えると現行どおりがよいのではと思えます。

(事務局)

現行の手当の金額の根拠につきましては、過去を遡って調べましたが、はっきりした理由はわかりませんでした。

(委員長)

何回かの合併を経た中で法令整備されて 3,700 円となっていると思われませんが、国も 3500

円を示していますが、下げて合わせるようにまでは言っておりません。

(K委員)

消防団員の皆様の報酬アップについては、これを機会に良い意味で、更なる士気の高揚とか、連帯感の醸成に繋げるものになることを期待しております。

(A委員)

災害出場が1日8,000円と国が示したということから、その他は4,000円とと思っていましたが、国が3,500円を示したことは意外に感じたところです。4,000円が難しいのであれば現状維持かと思います。基本的に今回の審議は処遇改善というテーマですので、引き下げるのは如何なものかと思います。また、先ほどの話の中で災害出場と警戒、原因調査などはほぼ同列で話されていますが、今まで明らかに差をつけられていました。そしてこの度、警戒等が4時間4,000円となっていますが、災害出場と負担が同じという考え方の説明が難しいように思います。警戒等は現行の8時間単位で4,000円とし、超過分もそれに合わせた額とした方がよいのではないかと思います。災害出場と事実上同じ報酬なのは如何なものかと思います。

(委員長)

災害については、基本的に長時間にわたることを前提として1日当たり8,000円ということが定められていますし、そういう方向で我々も議論しています。それに対して警戒等は、ほぼ災害に準じた危険を伴う、また夜間の活動もあるものですから3,700円を4,000円にしましょうということを言いました。しかし、4時間単位で4,000円という案に対して、この部分は8時間単位の4,000円でよいのではないかという意見です。

(事務局)

警戒活動、火災原因調査、捜索というのは、非常に体力も使いますし、長時間に及ぶ可能性もありますので、災害と同等ではないかというところで同額、ただし、交替での活動が可能ですので4時間に切ったという考えであります。

(A委員)

国は明らかに災害出場と警戒を分けているのに対し、なぜ同等とするのかというところからです。

(委員長)

国は、災害出場とその他の2段階の分け方に対して、この案は3段階で対応しようとしているのではないかということですが、そのことについて説明をお願いします。

(事務局)

今まで、警戒については8時間3,700円とし、8時間を超える場合は3,700円を加算して支給していました。ただ、警戒、原因調査、捜索に関しては、活動する上での労苦は災害と同等ではないかという考えです。ただし、これについては活動時間をコントロールできますので、4時間単位にさせてもらった方がよいのではないかと思います。国の2段階とは違いはありますが、そのような形にさせてもらったかと考えました。

(委員長)

国の2段階の災害出場の部分は、出雲市では警戒、原因調査、捜索までの部分という考え方ということですね。そういう理解でよろしいでしょうか。(A委員：了承)

(L委員)

質問ですが、超過は2時間であれば2,000円となりますか。

(委員長)

4時間単位ですので、超過時間が4時間までは4,000円となります。

(L委員)

私は国の示す、1日8,000円と3,500円でよいと思います。年額報酬を上げる方向ですので、出場報酬が下がっても問題はないのかと思います。

(B委員)

私は2案でよいのかと感じております。警戒、原因調査、捜索については、国の示す災害等の、等の中に含まれるものではないかと思います。過去を思い出しますと、平成19年の水害の際は、長時間ににわたり捜索活動を行いました。それはどちらかという火災出場よりも負担は大きかったと思います。2案の表は4つに分けられていますが、実質2段階であると思います。それと、実際の警戒活動も4時間ずつ交替で行っていますので、この2案は適当ではないのかと思います。

そして、今度から報酬等を団員へ個人支給という方向で、事務局に準備を進めていただいております。その中で、今まで団員は個人でもらったことがないです。それは団員の皆さんの同意を得て、分団にまとめて貰ってから各団員へ還元する形をとっていました。団員自体は、この金額についてはわかっていなかったもので、先ほど話していましたが200円の差というのは、感覚的に薄いのではないかと思います。今後、決まった金額が初めての給金になるのではないかと思いますので、皆さんで審議していただいた金額でよろしいかと思います。

(委員長)

皆さんから意見をいただきました。基本は 2 案でよいという意見もありながら、訓練その他については国の示す 3,500 円が適当ではないかという意見もありました。では、2 案とすることかどうかについて採決をもって結論を得たいと思います。

2 案でよろしいと思う方、挙手をお願いいたします。

挙手多数でございます。では、委員会といたしましては 2 案で決定したいと思います。

永田先生、出雲市として、警戒、原因調査、捜索というものも災害というカテゴリーに入れて考えるという点と、訓練その他について国の示す 3,500 円に対して、出雲市としては以前から定めている 3,700 円というものがあるため、下げてまで合わせることはないという委員会の結論に至った点について、永田先生の立場から評価といたしますか、どうお考えになるのかお聞かせいただけますでしょうか。

(助言者)

非常に興味深くお話を伺っていたのですが、まず一つが、先月慌てて国がこの金額を出してきたことについてですが、全国から相当な問い合わせが殺到したのではないかと思います。そのうえで、3,700 円の根拠は何かというような議論がありましたけど、そもそも国が交付税算入額として出してきた 1 日 8,000 円とか 3,500 円というものの根拠自体が実はよくわからないのです。言ってしまうと政治的な妥協点なのです。何しろ消防行政の主体である市町村は全国に沢山あるわけですが、格差というのがすごくあるわけです。財政状況も大きく違いますので、正直に言ってこの金額さえ満額支払えない市町村が結構あるのではないかという気がします。そんな中で、この辺の数値がある程度皆さん納得できるのではないかという政治的な決断の下で出てきた数字だという風に認識された方がよいと思います。要するに、今この場で議論されたような細かいことを考慮されて算定されている数値ではない可能性が高いということです。ですから、この数値を基として議論する必要はないということです。もちろん一つの日安として考えるために決して無視することはできませんが、これにあまり拘る必要はないのかと思います。また、出雲市として支出することが可能だという判断でしたら、今の 2 案という決定で全く問題ないと思います。

警戒や捜索などについてどのように考えるかについてですが、発生頻度は低いですが、犯罪者が山の中に逃げ込んだ場合の捜索なども入ってくるわけですね。いわゆる山狩りというものですが、消防庁は、消防団は基本的にそういう防犯活動はするなという風に言われているところですが、実際はグレーゾーンなのです。消防団の本来業務であるかもよくわからない、伝統的にやられている仕事がこの中に含まれてくるわけです。さらに東日本大震災の時は、行方不明者捜索という名目の事実上は遺体捜索が長期間において行われたりしたわけです。これは非常に負担度の高い活動になってくるのではないかと思います。そういうことを考えると、出雲市においては、このところの負担度というものを丁重に議論され

ていて、それなりのお金を支払うという 2 案に決定されたことは、何の問題もないと私は思います。

(委員長)

それでは、年額報酬、出場報酬について委員の皆様から賛同を頂いて決定案が出ましたので、この部分の議論を終えたいと思います。

(3) 答申書(中間答申)について

(委員長)

引き続き、この内容で中間答申を市長へ提出することになりますので、事務局の方から項目ごとに、簡潔に答申の内容を説明願います。

(事務局)

お手元に配布させていただきました答申書(案)をご覧ください。3 ページから内容について説明させていただきます。

◆資料：答申書〔中間答申〕(案)

「Ⅱ 適正な報酬・手当について」

まず、団員のモチベーションの向上、今後の加入促進への好影響、家族の理解を得るためにも不可欠ということに記載しています。

「1. 消防団員の年額報酬について」

現行の報酬額を表で示し、国の基準を記載しています。

「(1)「団員」階級の年額報酬の改定について」

結論として、「団員」階級の年額報酬額を現行の 17,500 円から、36,500 円に改めることが適当である。理由として、国の基準で示す標準額が妥当であることを記載しております。

「(2)「団員」より上位の階級の者の年額報酬の改定について」

結論として、「団員」より上位の階級の者の年額報酬額を、「団員」階級の年額報酬額 36,500 円を基本とし、次に示す金額を基準として改めることが適当であるとし、この下に本日の議論で決定した額を表にして挿入します。理由として、階級が上位になるほど職責も重大、交付税算入額を参考とし、本市消防団の実態を基に、業務負荷、職責を考慮した階級間差としたことを記載しております。

(委員長)

年額報酬について、理由、改定内容について意見はありませんか。(各委員：異論なし) 続いて、出場手当について説明願います。

(事務局)

「2. 消防団員の出場手当について」

まず、現行の手当を表にして示し、国の基準について記載しております。

「(1) 出場手当の位置付けについて」

本市消防団の出場手当の位置付けを、「費用弁償」から「報酬」に改める。これは、国が手当の位置付けを報酬に改めたことにより、本市も改めることとしました。

「(2) 災害に関する出場報酬について」

結論は、先ほどの審議で決定した2案のとおり、災害(水火災又は地震等)に関する出場報酬について、活動時間8時間までを8,000円とし、8時間を超える場合は、4時間毎に4,000円を加算し支給することが望ましい。理由は、先ほどの議論の中で事務局案として説明したとおりです。

(委員長)

火災現場での警戒、火災原因調査及び捜索についても、災害出場でありますので「(2)」に追加して記載という形がよろしいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。(全員了承)

この件と、次の「(3) 災害以外の出場報酬について」も、先ほど議論の中で決定したものを挿入していただくということで、次の支給方法について説明をお願いします。

(事務局)

承知しました。

「3. 報酬等の支給方法について」

結論は、消防団員個人に対し、市から直接支給すべきである。理由として、今まで報酬の一部を各分団や部等の運営費に充て、満額が個人に支給されているわけではない事実、直接支給にすることで、対価が個人に確実に支払われ、透明性と団員の士気向上に繋がることを記載します。

(委員長)

このことについては、これでよろしいでしょうか。(全員了承)

(事務局)

「4. 消防団の運営に必要な経費について」

結論、市において適切に予算措置することが適当である。理由として、今まで報酬の一部がコミュニティ消防センター等の衛生用品などの雑費に充てられていたこと、公共施設の維持管理運営のあり方として、公費として支出することが当然という記載をしております。

(委員長)

この部分について議論の中で異論はありませんでしたので、これでよいと思います。

(事務局)

「5. 報酬額改定等の時期について」

「(1) 年額報酬額及び出場報酬額改定の時期について」

結論は、年額報酬額及び出場報酬額改定の時期は、組織再編の方向性が明らかになった上で実施されたい。理由としては、本市は国の割り出す標準団員数の2.8倍の団員を抱え、市の財政にも大きく影響することから令和4年4月1日からの適用に拘らないこと、今後議論を予定している組織再編と密接な関係があるため、組織再編の方向性が明らかになった上で、必要な予算措置を行うことが望ましいとしております。

前回の議論の中で、報酬額改定については令和5年4月1日には実施という話が出ておりました。報酬引き上げが組織再編を前提としていないという中で議論をされてきたわけですが、それでも組織再編の大まかな方向性を定めない中で、実施期日だけ決めてしまい記載することは答申書として粗い形になるのではということ、このような表現にさせていただきました。

(委員長)

時期の記載については、このような形で仕方ない部分もあると思います。ただし言葉として、前段に「早期改定が望ましい。」という言葉があったうえで、しかし諸事情あると思いますので、という表現になっていないと委員会の決定事項としては少し腰砕けになるのではないかという気が私はします。「早期改定が望ましい。」という言葉があるべきではないでしょうか。それでなければ委員会の勧告として何があるのかはつきりしません。皆さん、いかがでしょうか。(全員同意)

では、「早期改定が望ましい。」という言葉を入れていただきたい。(事務局了承)

そして、「(2) 報酬等の直接支給及び消防団の運営費予算措置の実施時期について」は、報酬額の改定をしなくても来年度からできるわけですね。

(事務局)

その方向で動いております。

(委員長)

以上、個別の具体について確認いただきました。これで答申内容を事務局の方で整理していただきます。その過程で、表現について協議する場面も出てこようかと思えます。議論の根幹を外れない限りは、私と副委員長と事務局に多少の表現の部分はご一任いただけないでしょうか。(全員了承)

では、それで市長の方に答申いたしたいと思います。それでは答申書の作成について、事務局の方、対応をよろしく願いいたします。(事務局了承)

3. 消防団組織の将来のあり方について

(委員長)

次に、いよいよ組織体制の話に入りたいと思います。消防団組織の将来のあり方について検討に入りますが、まず、そのことについて事務局で資料を準備いただいておりますので、説明をお願いします。資料が膨大ですので、なかなか議論までたどり着かないかと思いますが、よろしく願いいたします。

(1) 消防団員の災害時の主な活動内容

(事務局)

事務局から資料の説明をさせていただきます。まず、組織再編資料の11ページをご覧ください。前回の委員会でも、各災害の種別ごとに消防団員がどのような活動をするのかの説明を求められました。そのことについて資料を作成させていただきました。

資料の表は、火災、警戒、火災原因調査の支援、捜索、風水害、震災という形で分けております。種別ごとに簡単に説明させていただきます。

火災から説明いたします。火災については、建物火災と林野火災が発災時からの出場対象となっております。その他の火災は、規模や状況によって招集されます。まず、管轄分団にメール配信があり、受信した団員は消防コミセンや格納庫に集結し、3～4名が集まったところで積載車又はポンプ車に乗り出場します。現場到着すると、常備消防が活動していますので、常備消防の指揮者から活動指示を受けます。また分団長は、現場指揮本部に詰めて団員の活動の指揮を執ります。主な活動として、消火活動、中継送水、防火水槽への水の補給、飛び火警戒、避難誘導、安全監視や交通整理などがあります。鎮火後は資機材の撤収を行います。

続いて、全焼火災や林野火災になると鎮火後の再燃防止や現場保存のための警戒活動に移ります。すぐに放水ができるようにホースラインを設定します。常備消防が火災原因調査開始までの現場保存や残火警戒となりますので、翌朝から火災原因調査がある場合は、夜間に交替しながらの活動となります。監視と必要により残火処理を行います。

続いて、火災原因調査の支援ですが、先ほどの流れからいきますと翌朝に行われることがあります。常備消防と警察で火災原因調査を進めていくわけですが、火災建物の中に堆積物、瓦、柱、畳などを除去しながらの調査となりますので、そういった重いものを調査の邪魔にならない別の場所へ運び出していただくのが消防団員の主な活動となります。規模や状況によっては、丸1日であることや、稀に2日間に及ぶこともあります。長時間にわたる場合は交替しながらの活動となります。

捜索についてですが、認知症の方の行方不明や、災害による行方不明に対して捜索活動を

行います。基本的に行方不明者の関係者から、また警察から消防に捜索依頼があり、必要によって消防本部から管轄分団へ出場を要請します。認知症等に伴うものは3日間、災害に伴うものは10日間、事故については3日間というのを基本的な捜索期間としておりますが、状況によって延長される場合もあります。原則、日中に捜索活動を行い、長引く場合は半日ずつ交替で活動を行います。

次に風水害について説明します。風水害については、警戒、避難誘導、水防活動が主な活動となります。まずは自分の命、家族の命を守ることを最優先とし、これを守らずに活動に入ることがないことを前提としています。基本的には消防本部からの招集メールや水防団警戒本部からの指示により参集し活動しますが、地区災害対策本部からの要請でも活動することとなります。活動内容としては、河川の巡視や警戒活動、避難指示等があれば避難誘導や避難広報、要支援者の支援活動を行います。冠水等による孤立者について安全に救出できる場合に限り救出活動を行い、負傷者がいれば救護活動を行います。水防活動については、主に積み土のう工を行います。

続きまして、震災についてですが、震災により発生した火災の消火活動、倒壊建物からの救助活動、避難誘導活動が主な活動となります。こちらも風水害と同様、まずは自分の命、家族の命を守ることを最優先とします。基本的には消防本部からの招集メールで参集しますが、そういったこともできない状況も考えられます。各自が活動の必要があると判断すれば自主参集することとなります。出火防止、電気が再開した際に火災が起きるケースがありますので、そういったことの住民への呼びかけ、倒壊家屋の要救助者の有無の確認、火災が発生すれば当然消火活動、倒壊家屋からの救出活動は安全であれば行います。なお、津波を伴う場合は消防団の活動よりも、まず避難を最優先とします。

災害時の主な活動内容の説明は、以上となります。

◆資料：消防団員の災害時の主な活動内容（組織編成資料 P.11）

（委員長）

消防団員の具体的な活動内容について、委員全員が承知しているわけではございませんので、副委員長からの要請もありまして、こういった形でご承知願おうと思ったところです。これについてご意見、問合せ等ありましたら、別途事務局の方へお願いしたいと思います。

（2）分団別人口実態

（委員長）

それでは、次の分団別人口実態について、説明願います。

（事務局）

組織再編資料 12 ページ、A3 サイズ縦のカラー刷りのもの、こちらをご覧ください。分団別人口実態について、説明させていただきます。

こちらの資料は、出雲市が発表している令和3年9月末人口調査を基に作成した、各地区別の人口実態調査の一覧表です。出雲市消防団の各分団が管轄する地区は、人口調査単位である各地区のコミュニティセンター管轄とほぼ同じとなりますので、表については左側に分団名を記載し、順にその地区の人口、そして地区の就労人口を記しております。調査単位が各コミュニティセンター単位ですので、分団は複数ですが、佐田は須佐コミセン地区と窪田コミセン地区の2地区、また多伎、湖陵、荘原については1地区での調査となっております。一方、出西地区と阿宮地区は、分団は合わせて1分団ですが、それぞれ地区コミセンがありますので各コミセン単位での数値を記しております。

先ほど就労人口とお伝えしましたが、表の中央、網掛け部分のところですが、ここでいう就労人口とは、現実的に消防団員のなり手となるであろう18歳から59歳の人口とさせていただきます。続いて就労人口の右側は、地区人口に対する就労人口比率として、18歳から59歳のなり手の人口が地区人口に対してどのくらいの割合かという比率を記しております。例を挙げますと、ナンバー46の伊波野地区については57.3%ですので、10人中約6人のなり手がいるのに対して、ナンバー39の鶴鷺地区については22.7%ですので、10人中約2人しかなり手がいないということになります。

またその右側の列には、就労人口に対する団員比率として、18歳から59歳の地区のなり手のうち、どれくらいの人が消防団員であるかという割合を記しました。5%を超える地区を黄色、10%を超える地区を赤色、15%を超える地区を紫色で示しております。1%前後の地区もある中、10%を超える地区、また80%を超える地区があることがわかりました。

最後に、各地区の自治会加入率を記しております。自治会加入率の高い地区は、山間部や沿岸部の地区が多く、その地区は就労人口が少なく比率も低いことから高齢者の多い地区であり、少ない就労者の多くが消防団員として在籍していることがわかりました。一方で、市街地は就労人口が多く比率も高いことから地区には多くのなり手がいるように見えますが、自治会への加入率が低いため団員募集や勧誘について苦慮されている現状が本資料からご理解いただけたと思います。以上、分団別人口実態の資料説明を終わります。

◆資料：分団別人口実態（組織編成資料 P.12）

（委員長）

少し確認させてください。ナンバー39の鶴鷺地区ですが、部数は2部、定員33名で現状33名の定員を満たしているということですね。それに対して地区人口181人で就労人口は41人、41人の中から33人が消防団員になっている。それは10人に対して8人が消防団員となって定員を満たしているということですね。

（事務局）

この資料は目安として就労人口を18歳から59歳として記していますが、鶴鷺地区の現団員には70代の方もおられます。

(委員長)

8割というのは非常に高い数値となりますが、少子高齢化が進む中で考えると、先々この維持は相当厳しいものがあるという理解になるわけですね。ちなみにナンバー12の乙立地区は、552人に対して就労人口が194人、人口に対する就労人口比率が35.1%、団員比率が12.9%、就労人口の8人に1人は消防団員となります。

(G委員)

分団別人口実態、この資料は非常によく調べていただいております。ちなみに就労人口というのは男女合わせた数字でして、実際団員は男性がほとんどでありますから、男性だけで考えると団員比率は2倍くらいになるのではないのでしょうか。ですから団員比率10%の地区は、男性だけで考えると20%くらいの数値になると思われま

(委員長)

この資料から、市街地には自治会加入率の問題がありますし、周辺部は定員確保というのが非常に大きな負担となっているわけです。

(G委員)

10年以上前に定員を決めた経緯がありますが、それから人口減少が進んでいますので、この定員が本当に正しいのかというと、この十数年で2割から3割の人口減少の地区もありますから、このあたりを実態調査で見直していかなければならない。実際、定員に達していない分団は、それにしかならないというところもあると思います。

(委員長)

事務局にお尋ねです。何度かの合併と何度かの再編をしてきているわけですが、その最初の考え方は、消防団が初期消火をする体制でスタートした定員だと思っておりますが、今は、消防団は初期消火ではなく、常備消防の消火の支援に回っているわけですが、どちらかというところと今ある定員数は、古い体制が連年と生きているという印象を受けますが、そこはどうでしょうか。

(事務局)

現在の体制というのが、平成23年から28年の5年間で再編が行われております。その当時もある程度、今のような考え方もあったと思いますが、それまでの合併以前の各消防団の組織体制を引きずったまま編成がなされたのではないかと考えております。

(D委員)

この表で確認していただきたいのが、全 48 分団中で定員に達しているのが 10 分団しかない、あとの 38 分団は定員を満たしていないということです。私も現役当時、各分団からヒアリングを行ったことがあります。定員を満たそうにも、そもそも人がいないという悩みを聞いたことを記憶しています。10年後、20年後を見据えて出雲市消防団を考えたとき、実際何人が消防団に入れるのかをしっかりと考えて定員を決めていかなければならないと思います。

(委員長)

大変重みのある資料ですね、G委員の言われる男女比を加えると、このパーセンテージがほぼ倍になると大変厳しい状況です。

(J委員)

団員だけを見るとこうなりますが、実際、常備消防と団員数の関係は検討されているのでしょうか。

(委員長)

要するに、常備消防が徐々に力をつけていく過程で、非常備の組織を何度かの再編で定員を減らしていくというアクションがあったわけですが、行政の仕事ですのでいきなり急激に人数を減らすことができないので、何年かかけて、例えば 1,900 人、1,800 人という形での組織の動かし方はやってきていると思います。ただし、以前、常備が弱かった時代に作られた消防団の定員を、常備が力をつけてきたから思い切った定員の削減をしてもよいのではないかという議論がされてきた経過は承知しております。ですから、先ほど事務局からの説明にもありましたが、昔の流れを引きずっている部分があるというのは、そういう部分であると思います。

(J委員)

常備消防なり、自主防災組織なり、その総合的なことで団員の定員を考えていかなければならないのではないかと思います。

(委員長)

わかりました。ありがとうございます。前回配布された資料でも、平成 23 年の 4 月時点での再編方針の中で、一つの部の基本的な人数を定めたうえで、しかし、長大な海岸線を持っているとか、主要河川がある、面積が大きい地区などは、その状況を配慮して人数を決めていくという方針に基づいて再編がされてきた経過はあると思います。ただし、今の資料を見ると、特に周辺部の人口減少に従来の再編方針では対応しきれなくなっているのが事実

であると思っております、このような貴重な資料を出していただきましたし、今後、このような資料をベースとして、出雲市消防団としてあるべき適切な組織体制というものがあるのかを議論していくことが、我々に課せられた任務かと思っております。

(3) 消防団員アンケート調査

(委員長)

それでは、人口実態調査についてはここまでとさせていただきます、消防団員アンケートの調査結果について説明をお願いします。

(事務局)

組織編成資料 13 ページをご覧ください。

消防団員アンケート調査ということで、現役の消防団員に対して、火災出場、災害対応、消防団員加入などに関して WEB でアンケート調査を行いました。対象は 1,623 名、分団長以下の方にメールでアンケートを送り実施しております。回答者は 919 名、回答率 56.6% でした。質問内容については、資料記載のとおりです。

続いて 16 ページをご覧ください。こちらに回答をまとめております。①所属分団ですが、全分団から回答を得ております。②年齢、③経験年数は、ご覧のとおりです。17 ページ、④の居住地について、88%の方は自分の所属する管轄範囲内で住んでおられますが、10%の方は自分が住んでいない地区の分団に所属しておられます。おそらく出身地という方が多いのではないかと思います。⑤の住居から詰所までの距離についても調査しました。⑥勤務地については、自分の分団管轄範囲の方もおられますが、ほとんどの方は管轄範囲外で勤務に就いておられます。18 ページ、⑦勤務地から詰所までの距離は様々、⑧仕事の業種は、各業種を合わせますと被用者が 80%、本市や国の統計とほぼ同じ比率となっております。19 ページ⑨勤務形態は、日勤の方がほとんどです。また、⑩工作中にスマートフォンや携帯電話を所持できるか、⑪勤務中に災害を覚知出来るかということ調査しました。20 ページ、⑫勤務中に災害出場ができるかということですが、必ず出場できるという方は 3 割程度でした。⑬消火活動にやりがいを感じますかという調査ですが、気持ちの部分をお聞きいただきました。大いに感じる、やりがいありを合わせると約 80%の方がやりがいを感じておられます。⑭消火活動に対する分団員数について、現状の人数でよいかを聞くと、増員が必要という方が 19%でした。⑮地震、風水害等の災害対応活動にやりがいを感じるのかという問いに、やりがいを感じている方が約 7 割でした。21 ページ、⑯地震、風水害等の災害に対する団員数は、火災に比べ大きな災害時には増員が必要であると思っておられる方が多いという傾向がわかりました。これ以降の項目は加入促進という質問となっておりますので、また議論の時期を見て説明したいと思っております。

アンケートについての説明は、以上とさせていただきます。

◆資料：消防団員アンケート調査（組織編成資料 P.13～）

(委員長)

アンケートについて説明いただきました。このことについて、ご確認したいこと、ご意見、質問のある方、おられましたらお願いいたします。

私から一つ聞きたいことがあります。⑪の勤務中の災害覚知については、8割は連絡可能ですが、2割がそもそも連絡を受けることができないということですか。

(事務局)

⑩の方に、勤務中にスマートフォンや携帯電話が所持できない方が約2割おられますので、これが原因だと考えられます。

(A委員)

⑧の仕事の業種の中に学生という選択がありますが、これはゼロということによろしいですか。それと、年齢制限はありますか。

(事務局)

学生はいません。年齢は18歳以上で上限はありません。

(委員長)

これからの議論をするうえで、⑰以降の団員の勧誘など、団員確保の実情など、非常に興味はありますが、これは今後の議論の進捗に合わせて説明いただくということですか。

(事務局：そのとおりです。)

(4) 消防団の消火活動の実態

(委員長)

次に、消防団の消火活動の実態について説明願います。

(事務局)

資料24ページをご覧ください。消防団の消火活動の実態ということで、平成30年4月から令和3年8月までの建物火災38事案について、消防団から報告のありました「火災出場・防戦戦闘報告書」を基に調査したものです。

グラフの1、2、3では、消防団現場到着時間と火勢鎮圧時間の関係ということで、消防団が出場要請を受けてから火災現場に到着するまでの時間と、同じく出場要請を受けてから火勢鎮圧、いわゆる火災が下火になった判断をするまでの時間で、それまでの間は火災が炎上していることとなりますが、その間に消防団がどれくらいの時間で到着されたのかをみたものです。グラフ1については平日日中、多くの皆さんが仕事をしている時間帯です。多

くが 30 分以内に現場到着しておられます。平均約 15 分というデータが出ております。次のページ、グラフ 2 は、同じものを平日夜間にあった事案で調べたものですが、こちらも 30 分以内には、ほぼ着いておられます。平均すると約 13 分で、日中より夜間がやや速い傾向にありました。グラフ 3 は休日のデータですが、こちらもほぼ 30 分以内で、平均約 13 分という結果でした。ちなみに常備消防は、平均約 6 分で現場到着しております。

続きまして 26 ページ、出場要請のあった火災に対する応招率です。なお、母数にあっては各分団の実員数で、これに対して何人が出場したのかという数字です。グラフ 4 は、平日日中です。全体で 49.7%、ほぼ半数の団員が出場されたこととなります。グラフ 5 は平日夜間ですが、全体で 58.8%であり、日中より多くの団員が出場したこととなります。27 ページのグラフ 6 は、同じく休日のもので、こちらは日中と夜間に分けてはいないですが、全体で 46.8%、平日より応招率が悪い傾向にあります。

次に、消防団の活動時間です。この活動時間は、出場要請メール配信の時間から、消火活動、警戒活動、火災原因調査の支援活動をする全てを含んだ時間です。グラフ 7 は、消防団が放水活動を行った火災の全活動時間、おそらくこれは全焼火災などの大きな火災であると思われます。多くが長時間の活動となっておりますが、長いものについてはトータル 21 時間、それだけ長時間に及ぶ活動をしておられます。28 ページのグラフ 8 は、放水が無かった場合のグラフです。先着した常備消防隊が消火したものであると思われます。ただし、20 時間近くに及ぶ活動時間のものもあります。これはどのような火災かと申しますと、建物の全焼火災ですが、最近の建物は防火構造のものがありまして、外に火が出ず内部で燃えており、常備消防でないと対応できない、屋内に入らないと消火できない火災があり、外からの放水は中で活動している隊員に危険が及ぶため、消防団は放水できません。ただし、全焼火災であったため警戒活動や火災原因調査によりトータル時間が長くなったものです。

以上、調査の結果です。

◆資料：消防団の消火活動の実態（組織編成資料 P.24）

（委員長）

活動の実態について、グラフをもって説明いただきました。要請に対する出場状況をみると、皆さん結構な数の団員さんが出ておられます。現場到着まで速いですし、活動時間も長いですね。

これ以降の資料について、本日は説明されませんか。

（事務局）

本日の資料説明は、以上となります。

(5) 今後の検討事項

(委員長)

ここで永田先生にお伺いたします。先ほど、出雲市の各地区における人口実態、就労人口に対する消防団員数の統計資料を見ていただいたと思います。場合によっては、地区の就労世代のほとんどが消防団に入団しないと定員が確保できないような状況にあることが、お分かりいただけたと思います。また、消防団員アンケートの中では、消防団員自身が割とやりがいを感じながらも、色々な困難を感じていることも読み取れたと思います。ここまでの話を総括する形で、出雲市消防団の将来のあり方というのは、おそらく全国でも同様な事態はあると思うのですが、全国の状況からみて出雲市の状況というのはどのような位置付けになるのか、ご教授いただけないでしょうか。

(助言者)

現在、どこの地域でも少子高齢化により消防団員の確保が大きな課題となっています。多少地域によって深刻度に相違はありますが、出雲市と同様の課題を抱えているのではないかと認識しております。特にここまで細かな出雲市の数値を見せていただいているところは、かなり危機的な状況で、この状況を継続していくことは難しいですので、今後、統廃合などを含めて考えていく必要があるのではないかと感じております。この資料、非常に興味深く拝見させていただいたところですが、少し気になったことは、出雲市は定年制を廃止されていますが、おそらく就労人口以外の方々も入団の対象となっているのではないかと思います。そのあたりを含めた資料を、さらに加えられたら良いのかと思います。それが可能かどうかは分かりませんが、各地域の分団ごとの平均年齢、最高年齢などのデータとか、ここ10年くらいの高齢化の伸び率、人口の減少率、そのような数値も含めて項目を追加していただけて分析していくと良いのではないかと思います。この資料、非常に貴重なデータですので、このような表を基にして分析していく必要がありますので、さらに項目を加えていただくと現状が細かく見えてくるのではないかと思います。ただ、いずれにせよ危機的な状況ですので、見直しというのが必ず必要となってきます。

また、先ほど議論の中でもありましたが、初期消火等でそれなりに消防団が役割を果たされるところも地域によっては未だにあるのではないかと思います。一方で、常備消防がこれほど充実してきている中で、やはり消防団の役割というのが変化してきていると思います。特に今、消防団に一番求められている役割というのは、大きな災害時の、行政ができない部分を補完する共存組織としての役割というのが非常に重要になってきている。それらの実態を踏まえて、また考慮しながら、分団の見直し等を議論していくと良いのではないかと思います。

あとひとつ、先ほどなぜ分団の数がこんなにあるのかという話も出ておりましたが、これは歴史的な背景がありまして、一つは今の市の数になったのは平成の大合併というのもありましたが、その前に昭和の大合併、その前も何度か大きな合併というのがありまして、な

にしろ明治の20年頃は市町村の数が7万くらいあり、昭和の大合併の前には未だ1万近くあり、それが平成の大合併を経て今の数になってきている。以前はそれぞれの地域に消防団の前身である消防組という組織があり、戦前は必置規制であったものが、今は任意設置になってきている。ですから極端な話、常備消防があれば消防団はなくてもよいということになっていますが、戦前は消防組が義務設置でありましたので一つは必ず消防組を設置しなければならないことになっていました。それがだんだんと合併していく中で、その消防団を分団という形で残すというのが経緯となり、現在の形のように数多くの分団があるという状況、これは地域によって多少に違いはありますが、その経緯があるのではないかと考えております。長くなりましたので、以上となります。

(委員長)

ありがとうございました。たしか政策企画課あたりが将来の人口推計、少子高齢化に向かっている数値を持っていると思います。それらを参考にすれば、将来に向かって何を考えなければならないかが見えてくると思います。それと、各分団の年齢構成というのは資料化できますか。

(事務局)

基本資料 20 ページをご覧ください。こちらに各分団の年代別の数字を記しております。鶉鷺分団には70代が在籍されております。

◆資料：分団別年齢構成及び定員充足率（基本資料 P.20）

(助言者)

最近、定年制を廃止される市町村が増えてきています。極端な話、言葉は悪いですが、亡くなられるまで消防団という地域もありまして、80代の方がおられる地域もあると思います。そのような状況を是とするか否かといった問題もあります。

(委員長)

この20ページの年齢構成資料も参考としながら、今後の議論を深めていこうと思います。そして事務局には、地区ごとの将来人口推計、おそらく政策企画が総合計画を作成するための資料を持っていると思いますので、調査をお願いできますでしょうか。（事務局了承）

(B委員)

ひとつよろしいでしょうか。本日、消防団のあり方の議論に入ったところで消防団の活動時の主な活動内容を説明していただきましたが、災害以外にも啓発活動や予防活動も行っています。今、実際に火災予防週間ですので巡回を実施しているほか、未だコロナ対策で対面の活動は難しいので、一人暮らし老人宅にリーフレットのポスティング活動をしていま

す。消防団の活動の中で、そのような活動もあることを皆さんにご承知いただいて、今後のあり方を考えていただけたらと思います。

(委員長)

分団では、要支援者名簿を持っておられますか。

(B委員)

持っておりません。各コミセンが持っておられて、必要時に預かったとしても、そのままお返ししています。

(委員長)

わかりました。結構、厳格な取り扱いとなっていましたね。

(G委員)

地区によって、分団長が管轄地区の要支援者名簿を持っています。災害時に支援を受けることを前提に自ら登録されているものですので、緊急の際に、それから配るのでは遅くなるからです。こういうことは瞬時の判断が必要となることですから、地区の災害対策委員会で議論した結果、そのように取り扱っています。

また分団の数について話がありましたが、以前は小学校単位で分団があり、方面隊が中学校単位であったことから、何十年前の体制が続いてきた中で定員が多いところがあり、実態とマッチしていない部分があると思います。

(J委員)

原発2号機の話が出ております。市としても対応を考えなければならないところですが、その関係で常備消防や消防団の活動とか、要請などがありますか。

(委員長)

原子力防災訓練についても今度行われると思いますが、原子力災害に係る防災計画について、常備と非常備で担っている業務について説明できればお願いします。

(事務局)

今年度は2月に予定されておまして、消防団については主に30km圏内の方の避難誘導に当たるようになります。今回、常備については情報伝達訓練となっています。

4. その他

(委員長)

皆さん、おかげさまで、答申書を作成し市長へ提出する段取りまでがついたところであり
ます。今後、資料等を参考にしながら組織再編のあり方について、議論を深めていきたいと
思います。

つきましては、本日の議論は以上で閉じさせていただき、次回の開催日程を決定したいと
思います。事務局と協議しましたところ、諸都合があるかと思いますが、来年2月の1、3、
4日のいずれかで行いたいということでありました。この日は都合が悪いという方がおられ
ましたら、ご発言をお願いします。

(結果：令和4年2月1日(火)14時から消防本部で開催)

5. 閉会

(委員長)

それでは、以上を持ちまして、第3回出雲市消防団改革推進委員会を閉じたいと思いま
す。永田先生をはじめ、皆さん、議論にご協力いただきまして大変ありがとうございました。